

環境影響評価書

～（仮称）馬込車両基地車両工場建設事業～

平成13年5月

東京都

1. 事業者の名称及び所在地

名 称：東京都

代 表：東京都知事 石原 慎太郎

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

2. 対象事業の名称及び種類

名 称：(仮称)馬込車両基地車両工場建設事業

種 類：工場の変更

3. 対象事業の内容の概略

本事業は、都営浅草線及び都営大江戸線の車両検査を実施するために、馬込車両基地に、新たに検査施設（以下、「新車両工場」という。）を増設するものである。

本事業の内容の概略は表3-1に示すとおりである。

表3-1 事業の内容の概略

項 目	新車両工場	既存検車庫
所 在 地	東京都大田区南馬込6-38-1	
用 途 地 域	準工業地域・一部第一種中高層住居専用地域	
敷 地 面 積	52,481.02㎡	
工場の建築面積	約5,800㎡	5,820.9㎡
工場の延床面積	約9,600㎡	5,910.9㎡
最 高 高 さ	約21m	11.0m
階 数	地上2階	地上2階
主 要 用 途	車両の検査・整備	車両の点検・検査・整備
工事予定期間	31ヶ月	—
供 用 開 始	平成16年4月(予定)	—

4. 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した予測・評価項目について現況調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価した。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表4-1に示すとおりである。

表4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1. 騒音	<p>工事の施行中における建設作業騒音は、敷地境界で最大72dB(A)であり、評価の指標とした騒音規制法及び東京都公害防止条例の勧告基準を下回る。</p> <p>なお、東京都公害防止条例の改正による都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の勧告基準も下回る。</p> <p>また、工事用車両の走行に伴う騒音は、昼間の時間帯で68 dB(A)であり、評価の指標とした環境基準を3dB(A)上回るが、現況の道路交通騒音も同時間帯において68dB(A)であり、工事用車両の走行による寄与は1 dB(A)未満である。</p> <p>工事の完了後の工場の稼働に伴って発生する騒音は、敷地境界で最大52dB(A)であり、評価の指標とした東京都公害防止条例の規制基準を下回る。</p> <p>なお、東京都公害防止条例の改正による都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の規制基準も下回る。</p>
2. 振動	<p>工事の施行中における建設作業振動は、敷地境界で最大64dBであり、評価の指標とした振動規制法及び東京都公害防止条例の勧告基準を下回る。</p> <p>なお、東京都公害防止条例の改正による都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の勧告基準も下回る。</p> <p>また、工事用車両の走行に伴う振動は、工事用車両走行時間帯で48dBであり、評価の指標とした東京都公害防止条例の工場の規制基準を下回る。</p> <p>なお、東京都公害防止条例の改正による都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の工場の規制基準も下回る。</p>
3. 電波障害	<p>計画建築物により、一部地域においてテレビ電波のしゃへい障害が発生すると予測されるが、「テレビ電波障害対策処理要領」（平成8年9月 東京都財務局）に基づき対策を講じる。さらに、電波障害の発生が予測された地域以外においても計画建築物による電波障害の発生が明らかになった場合には、対策を講じる。したがって、評価の指標とした「電波障害を起さない」は実現できる。</p>
4. 景観	<p>本事業は既存施設敷地内において新車両工場を建設するものであり周辺の景観特性に大きな変化はない。</p> <p>周囲の街並みに調和した色彩（ベージュ系）に留意し、植栽を行うことにより眺望の変化の程度は最小限に抑えられる。また、形態率の増加は4%以下であり、植栽を行うことにより、圧迫感の変化の程度は最小限に抑えられる。したがって、評価の指標とした「地域景観の変化の程度」は最小限に抑えることができる。</p>
5. 廃棄物	<p>工事の施行中において発生する建設廃棄物及び建設発生土については、再資源化、有償売却、分別及び再利用を促進し排出量を抑制することから、評価の指標とした「東京都建設リサイクル推進行動計画」（平成10年11月 東京都）におけるリサイクル率目標値を達成できるものと考えられる。</p> <p>工事の完了後における馬込車両基地から排出される産業廃棄物のうち、鉄屑は有償売却により再資源化する。廃プラスチック類、蛍光灯については専門業者に委託し、マニフェスト伝票により適切に処理が行われたことを確認する。併せて、分別及び再利用を促進し、廃棄物発生量の抑制に寄与することから、評価の指標とした各関係法令の「事業者の責務」を果たすことができる。</p>

5. 環境影響評価手続きの経過

環境影響評価手続きの経過の内容は表5-1に示すとおりである。

表5-1 環境影響評価手続きの経過

環境影響評価手続きの経過		
環境影響評価調査計画書の提出	東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成10年東京都条例107号）附則の第5項の規定による届出により、条例第9条の規定による環境影響評価調査計画書の作成及び提出は行われなかったこととなった。 （届出日 平成11年 7月22日）	
環境影響評価調査計画書に係る見解書の提出		
審査意見書の送付日		
修正した環境影響評価調査計画書の提出		
環境影響評価書案の提出	平成12年 8月28日	
※提出後の手続きの経過	公示された日	平成12年10月16日
	縦覧された日	平成12年10月16日～平成12年11月14日
	説明会	平成12年10月26日、平成12年10月27日 (計2回)
	都民の意見書	全0通
	関係区市町村長の意見 公聴会が開催された日	全1通 公述の申し出がなかったため、公聴会は開催されなかった。
環境影響評価書案に係る見解書の提出	平成13年2月 6日	
※提出後の手続きの経過	公示された日	平成13年2月14日
	縦覧された日	平成13年2月14日～平成13年3月 5日
	説明会	平成13年3月 2日
	都民の意見書	全0通
関係区市町村長の意見	全1通	
審査意見書が送付された日	平成13年3月30日	